

報告第7号

職員の任免についての専決処分報告

職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求める。

平成26年9月22日提出

秋田県教育委員会教育長 米田進

理 由

職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条の規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、職員の任免について専決処分を行う。

平成26年9月16日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

次のとおり発令する。

（平成26年9月30日付け）

現在職	氏名
秋田中央高等学校主事（文部科学省へ）	杉沼 慶

辞職を承認する

職員の退職手当に関する条例第19条の規定により退職手当は支給しない

（平成26年10月1日付け）

新任職	現在職	氏名
高校教育課主事（文部科学省派遣）	金足農業高等学校主事	八端 美也子

（頭書）を命ずる